

令和8年度兵庫県健康財団
「がん研究奨励賞」及び「腎研究奨励賞」応募要領

1 奨励の目的等

「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関して専門的研究を行っている者に助成奨励することにより、がん及び腎疾患にかかる対策の進展に寄与することを目的とする。

2 対象研究

兵庫県内において、①がんの予防と診断・治療、緩和医療及び②腎不全をはじめとした腎・尿路疾患の予防と診断・治療に関して、基礎、臨床及び公衆衛生の分野に従事している医師及び医師以外の医療従事者(看護師、技師、薬剤師等)が令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間内に開始及び終了する研究を対象とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 40歳以上(研究開始年の4月1日現在)の者が行う研究
- (2) 大学・大学院の教授又はこれらに相当する職にある者が行う研究
- (3) 前年度に当奨励賞の助成金を受けた研究

※応募は一人又は一所属につき一研究とし、がん研究奨励賞及び腎研究奨励賞への同時応募はできないものとする。

3 申請できる経費

研究活動に必要な試薬・実験用マウス等購入費、解析ソフト購入費、旅費、消耗品費、通信・運搬費、印刷費等(ただし、他の助成金又は奨励金を充当しているものを除く)

なお、机、いす、コピー機、パソコン及びパソコン関連機器等当該研究終了後においても使用可能な設備・備品の経費は認めらない。

また、旅費は研究と関連のある学会等以外のものは認めないものとし、旅費の上限は助成決定額の20%以内とする。

4 奨励研究数

がん研究奨励賞は概ね3～5研究、腎研究奨励賞は概ね1～3研究とする。

5 奨励賞助成金の額

1件につき、がん研究が上限額100万円、腎研究が上限額50万円とする。

6 応募方法

- (1) 所定の申請書(別添)を使用し、所定の推薦書(別紙1)、実施計画書(別紙2)及び收支予算書(別紙3)を添付し、郵送又はメールにて応募先に送付するものとする。(ただし、メールにて応募の際には、後日原本を郵送するものとする。)
- (2) 推薦書の推薦者は、「がん」又は「腎不全をはじめ腎・尿路疾患」の予防と診断・治療に関連する所属の長とする。

【応募・照会先】

公益財団法人兵庫県健康財団 健康づくり部健康づくり課 研究奨励賞担当
〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-12
Tel : 078-579-0166 Fax : 078-579-0600
e-mail : dukurika@kenkozaidan.or.jp

7 応募受付期間 令和8年1月16日(金)～令和8年2月27日(金) 必着

8 審査・選考

- (1) がん研究奨励賞、腎研究奨励賞ごとに、外部委員を含めた審査委員会において審査の上、奨励金贈呈者及び贈呈額を決定し、応募者に通知する。(令和8年5月中旬予定、助成金の振込み6月末目途)
- (2) 審査・選考にあたっては、「医師」と「医師以外の医療従事者」を区分して行うこととする。
- (3) 実施計画書の内容が一定の水準に達していない場合は、「該当なし」とする場合がある。

9 報告

- (1) 「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けた者は、令和9年4月30日までに研究成果報告書（実績報告書）を理事長に提出しなければならない。なお、報告書の要旨を取りまとめて公表する予定としている。
- (2) 上記(1)に添付する収支報告書には領収書を添付しなければならない。
- (3) 助成を受けた研究について、研究成果の発表を行った場合には、論文の別刷を提出しなければならない。
- (4) 研究成果を発表する場合には、兵庫県健康財団「がん研究奨励賞」又は「腎研究奨励賞」を受けたことを明示しなければならない。

10 個人情報の取扱いについて

当財団では、応募に伴って取得する個人情報について以下の通りに取り扱う。

- ・応募にともなって当財団が取得する個人情報は、審査・選考及び応募者への連絡に利用し、他の目的では利用いたしません。また、本人の同意なく、第三者への提供または委託することはありません。
- ・ご記入いただきました個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のお手続きは、下記の窓口までお問い合わせください。

【個人情報の取扱いについての問い合わせ窓口】

公益財団法人兵庫県健康財団 総務部総務企画課

Tel : 078-579-1300 e-mail : somukikaku@kenkozaidan.or.jp

※募集への応募をもって上記事項にご同意いただいたものとさせていただきます。

11 反社会的勢力からの応募について

反社会的勢力および反社会的勢力と関係すると認められる個人または団体、施設からの応募は受け付けない。

12 倫理委員会の承認について

応募者の所属する各機関において倫理委員会の承認が必要な研究については、研究の開始にあたり承認を得るものとする。

(倫理委員会の承認が必要な場合は、奨励賞研究費の振込にあたり承認を得た旨の文書を提出するものとする)

13 その他

この助成事業は、研究される方々の計画的な研究や研究期間の確保などを考慮し、予算の正式決定前に募集するもので、令和8年3月中旬に開催予定の理事会の決議を条件とする。

14 施行期日

この要領は、令和8年1月13日から施行する。

経費に関する細則

1 使用できる経費対象（すべて研究に関連するものという前提で）

〈例〉

- ◆試薬、染色等
- ◆実験用マウス購入費
- ◆解析ソフト購入費
- ◆旅費・学会参加費、研究に必要な構成員等の先進事例施設等での研修費
(鉄道は普通車指定席、飛行機はエコノミークラス相当とする)
(助成決定額の20%を上限とする)

※旅費につきましては、当財団の意向により学会の参加等よりも研究そのものに多く活用していく
だきたいことから平成29年度より規制をかけさせていただいております。学会参加費等を計上
する場合は助成決定額の20%を超える額については自己負担として計上してください。

- ◆通信運搬費（検体の輸送費等）
- ◆消耗品類
- ◆印刷費、論文掲載料等
- ◆委託費（学会発表のための翻訳等）
- ◆書籍購入費

2 使用できない経費（研究に関係するものでも使えない経費）

〈例〉

- ◆いす、机
- ◆パソコン、タブレット、プリンター、複写機・複合機
- ◆関連する学会であってもグリーン車、ビジネスクラス以上相当の旅費が含まれるものに充当する場合（宿泊費に関しては夕食朝食付以外の打ち上げ的な要素が含まれる領収書は無効とします）
- ◆研究対象期間外の支出は認められませんのでご注意ください。
(助成が決定した年度内（R8.4.1～R9.3.31）の支出のみが対象となります)

3 支出の証拠書類について

- ◆応募要領で記載の通り、支出に対する証明書類は従来通り領収書を基本とします。ただし、大学等の機関で委任経理により経費処理をされる等の理由で、領収証の提出が難しい場合は「納品書（原本に限る。控えは不可）」に代えることができます。納品書は発注当初に当該研究用として切り分けていただく方が望ましい。
- ◆他研究機関で請求した対象経費については、重複請求は不可となっていますのでご注意ください。
- ◆領収書が「他研究機関からの助成対象」や「その他経費」と合算されている場合は、当財団助成分の金額がわかるようにご提出ください。

当事業は県民の皆様からの寄附金が活用されている事業であり、当財団が行う公益事業として公正な
支出記録が求められています。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。